

意見交換の質問・疑問などに対する回答

資料4

1 児童への対応に関すること（安全管理関係）

番号	質問・疑問等	回答	参考（公立保育所の状況）	備考
1-1	児童に発熱がある場合の登園可否の基準はあるのか？	各園において、国の定める運営基準や保育指針等に基づきながら、利用している児童の状況や施設の実態に合わせて各園がそれぞれに対応をしています。	次の場合は、基本的にお休みをお願いしている。 ・37.5℃以上の発熱があるとき ・平熱より1℃以上高いとき ・解熱後24時間経過していないとき	
1-2	急な発熱や体調不良等の急変時どのような対応をするのか？また、時間外も同様の対応がとれるのか？		・保育園で熱発した場合、概ね37.5℃で保護者に連絡、38℃でお迎えをお願いをしている。また、38℃未満であっても、ぐったりしていたり嘔吐や下痢などの症状があればできるだけ早めに来てもらうようお願いしている。 ・体調不良時は、状況により保健室で過ごす。 ・時間外でも同様な対応がとれるよう、マニュアルを作成している。	
1-3	児童が登園してこない場合の園の対応について		児童が連絡なく登園してこない場合、9時頃を目安に担当保育士が登園確認の電話を入れるようにしている。	
1-4	暴力をふるう児童や協調性がない児童への対応について		・状況に合わせて個別対応を行い、少しずつ集団に適応できるようにする。 ・加配がついている児童の場合は、加配職員が対応する。気持ちが抑えられないときは、他児がいない静かな部屋でクールダウンすることもある。 ・加配のついていない児童の場合は、クラスの担任が対応することになるため、状況によりフリーの保育士や副園長がフォローに入る。 ・家庭やその他の機関とも連携を取りながら対応する。	
1-5	虐待が疑われる児童がいた場合の対応について	・園は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、児童虐待の防止等に関する法律に基づき、速やかに市町村等に報告することが義務付けられています。 ・白井市の保育所等で虐待が疑われるアザやケガ等が発見された場合は、保育課や家庭児童相談室が窓口となり、関係機関と連携しながら対応を行っています。	・毎朝の受け入れ時に「健康視診チェック（お体チェック）」を行っている。その時に怪我等があれば保護者に確認を行う。また、園児、保護者の様子で気になることがあれば保護者面談を行う場合もある。 ・不審な怪我や気になることがあった場合は、速やかに市の家庭児童相談室に連絡を入れる。緊急性が高い場合は、警察、児童相談所に通報する場合もある。	

2 児童への対応に関すること（療育・インクルーシブ関係）

番号	質問・疑問等	回答	参考（公立保育所の状況）	備考
2-1	特別な支援が必要な児童等への対応について、こども発達センターとの連携はあるのか？	・既にこども発達センターを利用している児童の場合は、センター担当職員と保育園担当職員が連携をとり、必要に応じて双方での児童の様子を見学して情報共有することもあります。 ・まだ療育につながっていない児童の場合は、保護者の了承のもと、市内の保育所、幼稚園にセンター職員が巡回訪問し、対象の児童への関わり方や支援の方法の助言を行っている。		療育につながっていない児童の場合、保護者が発達センターとの情報共有に拒否感を示すことがあるため、連携は慎重に行っている。（情報提供や連携は、必ず保護者の了承を得た上で行う。）

2-2	加配児童の受け入れを断ることがあるのか？断るとしたらどのような場合か？	<ul style="list-style-type: none"> ・公立…原則として受け入れます。ただし、加配のための保育士確保ができない場合は、必要な保育士数が確保できるまでの間、待機となります。 ・私立…各園の規模に応じて、加配児の受け入れ枠を設定し、最低限、枠の範囲内での受け入れをお願いします。加配児を受け入れた場合、保育士の加配に係る財政的な支援として、枠の範囲内での受け入れに対して補助金の交付を行っています。（白井市独自の補助金事業） 枠を超えての受け入れについては、園での受け入れが困難な場合があります。		<ul style="list-style-type: none"> ・保育制度の構造上、加配児の受け入れが公立園に集中しやすい。 ・医療的ケアを必要とする児童については、市でガイドラインを定めており、それに基づき受け入れの手続きを行う。
2-3	日本語の話せない児童は、どの程度の人数がいるのか？	各園において、国の定める運営基準や保育指針等に基づきながら、利用している児童の状況や施設の実態に合わせて各園がそれぞれに対応をしています。	現在は、3園合わせて1名。	
2-4	日本語の話せない児童に対して、園内での世話や指導はどのように行っているのか？		<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な日本語で伝える、そばに付き、身振り手振りで伝えるなどの工夫をしている。児童はいつか自然と日本語を覚えるので、日本語がわからなくても日本語で話かけている。 ・児童よりも日本語の話せない保護者のほうが対応が大変。 	外国人家庭の場合、保護者支援が重要。

3 給食に関すること

番号	質問・疑問等	回答	参考（公立保育所の状況）	備考
3-1	アレルギー除去食の提供について	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細は資料3参照。 ・各園とも配膳誤りがないよう、チェック体制を整えて配膳を行っています。 		
3-2	宗教食への対応について	保育所の昼食は、各施設で調理しており、アレルギー食同様、園が個別で対応しています。内容により対応が困難なケースの場合は、お弁当をお願いするなど、保護者にも協力を依頼しながら、連携して対応しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月、事前に、保護者に食材・調味料などをチェックしてもらい、提供できるものは提供するようにし、難しいものは家庭から持って来てもらうなどしている。 例えば、ヨーグルトの場合、取引先を変える（メーカー変えて食べられる物にしている。）、ご飯は園で提供できるが、みそ汁はみそがダメなので家庭から持参してもらうなど。 ・家から持参する物は給食室で保管し、給食時にクラス担当へ渡す。食べる際は、他の子と別テーブルにするなど誤食に十分気を付けている。 	

4 保育料に関すること

番号	質問・疑問等	回答	参考（公立保育所の状況）	備考
4-1	公立と私立の費用負担の違いについて	<ul style="list-style-type: none"> ①保育料…市が定めるもので、私立、公立の違いや施設種別による違いはありません。（3～5歳児クラスは無償） ②給食費…0～2歳児クラスは保育料に含まれます。3歳児クラス以上は、保育料が無償となるため、食材料費の実費相当分として各園が設定した額を、給食費として自己負担することとなります。（低所得者への減免制度あり。） ③その他の費用…①②の他、行事費などの実費分は、自己負担となります。 ※②と③は園ごとの設定。	給食費…月額5,600円（主食費400円、副食費5,200円）	白井市内の保育施設の給食費は、おおむね月額5,000～6,000円程度。

5 保育士の業務や配置に関すること

番号	質問・疑問等	回答	参考（公立保育所の状況）	備考
5-1	保育士の出勤の体制（遅、早）は？	・保育士の勤務環境等は、保育所の施設規模や保育士の配置状況によりそれぞれの園により状況が違っています。 ・白井市では、保育士確保施策として、保育士の処遇改善のための賃金補助、家賃補助、駐車場補助の実施、毎年1回保育士就労合同説明会を実施しています。 ・昨年度より「市内保育所等における保育士の魅力ある働き方の推進」という取組みを公立、私立連携で行っており、その取組みの中で、市内保育士へのアンケートの実施等、各園の就労環境等の実態把握などに努め、今後保育士の働き方やライフワークバランスの改善を目指しています。	・早番 7:00～15:45 ・中早番 7:45～16:30 ・中遅番 9:30～18:15 ・遅番 10:15～19:00 それぞれ正規職員を1名ずつ配置している。正規職員の人数が少なく、シフトの調整が困難な状況。 7:00～8:30、17:15～19:00の時間は、上記の当番職員以外は会計年度任用職員（非常勤職員）が保育を行っています。	
5-2	休暇等の取りやすさは？		利用児童の数に応じて必要な保育士数が定められているため、あらかじめ児童の休みが分かっている日に休暇を取るなどの調整している。休暇が全然取得できないということはないが、状況によっては園長や副園長が保育現場に入ることもある。	
5-3	土曜出勤や行事時の出勤は？		・通常の土曜日出勤は、園により2～4か月に1回程度。 ・各園とも年2回土曜日の行事（運動会・発表会）がある。	
5-4	保育士不足に対してどのような対応をしているか？		各園個別の対応は実施していない。	
5-5	保育士の業務の削減について、保育士と園長たちは意見交換などを行っているか？		園全体での意見交換の場を設けるような機会はないが、個別の相談には応じている。	
5-6	保育士の研修について		・市の実施する職員研修、印旛支会が実施する保育士向けの研修会等に参加している。保育の質向上のため、できるかぎり研修には参加するようにしている。最近ではZOOMでの研修会が増えたことで参加しやすくなった。 ・また、園内研修を実施している。（研修内容は職員が決定する）	
5-7	職員配置は、ゆとりある配置なのか？		加配児童の待機が出ているなど、全体では十分な保育士が確保できているとは言えない状況。	
5-8	1～2歳児クラスは、+1人保育士がいた方が良い。（保育士の負担が大きい。）			
5-9	定員の規模にもよるが、公立の方が保育配置が多いように感じた。しかし、この中に正規職員は1/3程度であると思うので、正規と非正規のバランスが悪い。	・公立保育園の保育担当職員数は、私立保育園に比べると多い傾向があります。これは、公立保育園の定員が多いことに加え、加配児童を多く受け入れていることによるものです。また、正規職員以外にも様々な職種（雇用形態）があることから、管理者である園長は、正規職員以外の職員の勤務管理や業務管理の手間が大きくなっている現状があります。		保育室に保育士の数が多いため、児童が依存的になったり指示待ちになったりしやすいといった保育上の課題が生じている。
5-10	正規職員が少ない（公立保育園）	正規職員が少ないことで生じている課題は以下のものがあります。 ・書類作成（カリキュラム等）や保護者対応に関して、正規職員にかかる負担が大きく、保育に関わる時間が確保できない等の課題が生じている。 ・一方で、早番、遅番等の当番については、正規職員が少ないことから1人/1日の配置となっており、送迎時の保護者対応等は、時間外の会計年度任用職員が行っている。ただし、日中に大きいケガ等があった場合等は、正規職員が残業して保護者対応している。 ・正規職員の人数が少ないため、シフトの調整が困難。 ・クラスごとに配置されている正職の人数が少なく、経験の浅い職員でも責任のある仕事を任されてしまい、育成の機会がない。		公立保育所には、一時保育や地域子育て支援センター等の機能が併設されているが、複雑な事情のある家庭への支援等も多く、これらのサービスにも責任ある職員の配置が求められる。